行動計画記載の内容

1. あらゆる分野への参画の促進

(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

② 子育てに対する支援

男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会にむけてネットワーク化を図ります。

・地域の中で高齢者、子ども、障害者などが共に過ごす拠点を確保し、それを運営している ボランティアやNPO等の活動別ネットワーク化を図り、支援します。

子どもたちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会をつくります。

・地域の中で、子どもたちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア、NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会をつくるシステムを構築します。

③ 介護・高齢者に対する支援

男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会にむけてネットワーク化を図ります。(再掲) ・地域の中で高齢者、子ども、障害者などが共に過ごす拠点を確保し、それを運営している ボランティアやNPO等の活動別のネットワーク化を図り、支援します。

3. 男女平等参画を推進する社会づくり

(1)教育・学習の充実

ア. 学校での男女平等

学校におけるボランティア福祉教育とボランティア活動を通して、子どもたちのボランティア活動への関心を高め、男女の人権や介護、国際理解などについての理解を促進します。

ウ、NPO・ボランティア活動のための支援

- (1)男女がともに参加できるボランティア、市民活動の情報提供と相談活動を推進します。
- ①多様な領域のボランティア、市民活動の情報をニュースレター、ボード、インターネット等で提供します。
- ②ボランティア活動への参加やNPOの設立・運営について相談を行います。
- (2)研修・講座を開催し、多様な人たちの参画による市民社会をめざします。
- ①男女及びシニア、企業人等のボランティア、市民活動への参加促進のための研修を行います。
- ②ボランティア、市民活動の体験プログラムを企画し、介護体験、育児体験など多様な参加促進の機会を提供します。
- (3)子どもたちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会をつくります。
- ・地域の中で、子どもたちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア・NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会をつくるシステムを構築します。